

## 多摩区地域福祉計画推進会議設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 多摩区地域福祉計画推進会議（以下「福祉計画推進会議」という。）は、多摩区における地域福祉計画の推進とその事業の展開について、進捗状況の管理・評価を行ない、社会状況に応じた対応を図る事を目的として設置する。

## (任務)

第2条 福祉計画推進会議は、多摩区の地域福祉計画に関する事項について協議し、その結果を区長に報告する。

## (福祉計画推進会議)

第3条 福祉計画推進会議は、次の各号に掲げる者おおむね16名以内で組織する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 市民団体の代表
  - (3) 市民公募委員
  - (4) 行政関係職員
  - (5) その他区長が特に認めた者
- 2 福祉計画推進会議には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。
- 3 委員長は福祉計画推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (委員の任期)

- 第4条 委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 委員は市長が委嘱し、またはこれを命ずる。
  - 3 欠員が生じたときは補欠の委員を委嘱する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

## (会議の召集)

第5条 福祉計画推進会議は、委員長が招集する。

## (作業部会等)

第6条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、福祉計画推進会議のもとに作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、福祉計画推進会議が必要と認めた行政職員等をもって構成する。
- 3 作業部会は、特定の分野に関して専門的な調査研究を行い、福祉計画推進のための具体的な方法について福祉計画推進会議に提案する。
- 4 作業部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、委員の互選とする。
- 5 作業部会は部会長が招集する。
- 6 作業部会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 福祉計画推進会議及び作業部会等の庶務は、多摩区役所保健福祉センター地域保健福祉課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、福祉計画推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年 9月 8日から施行する。

## 附 則

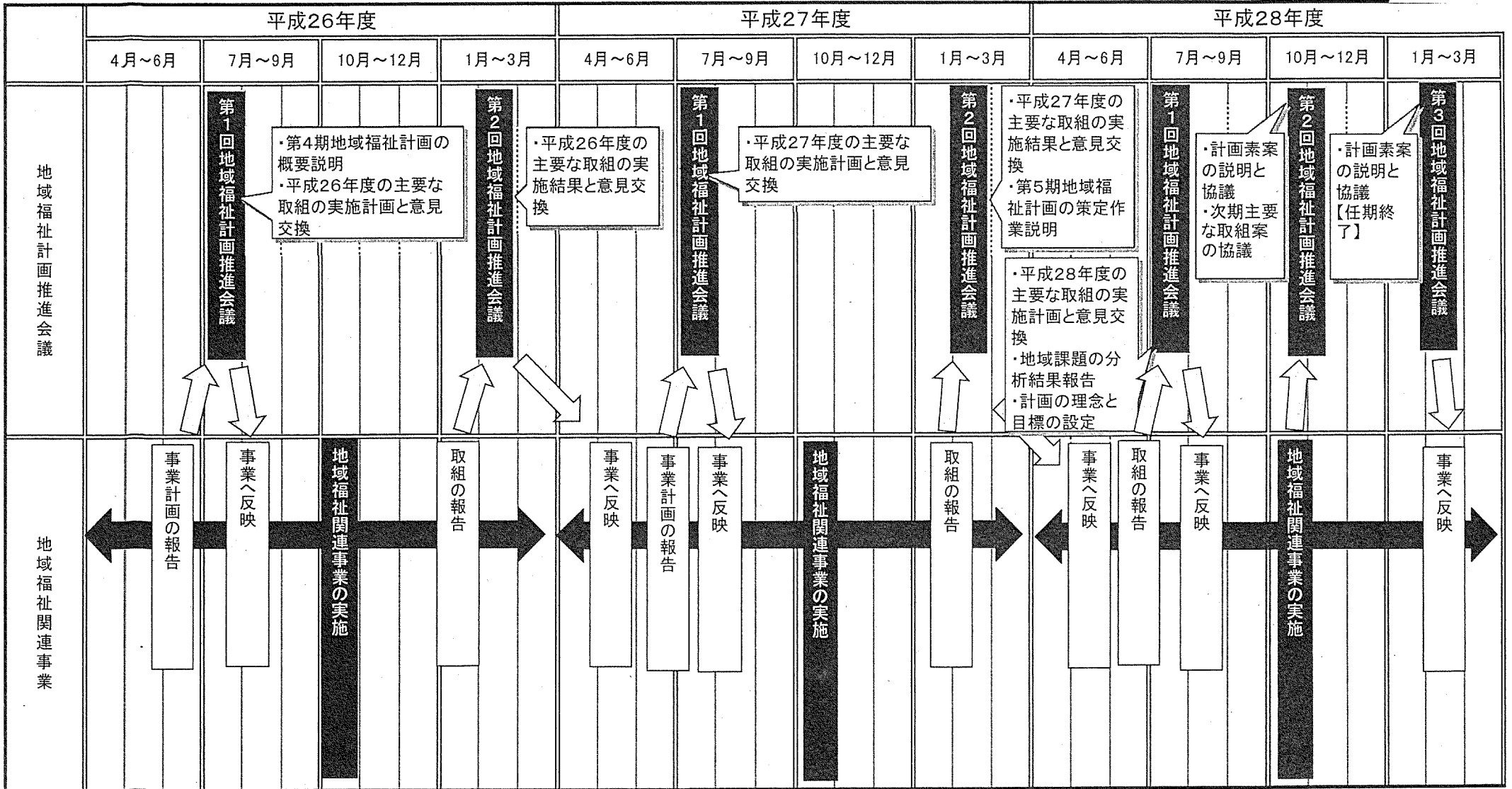
この要綱は、平成20年 3月31日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。ただし、平成22年3月31日現在の委員については、この要綱に基づき平成23年3月31日までの任期とする。

# 第4期多摩区地域福祉計画スケジュール

資料 2



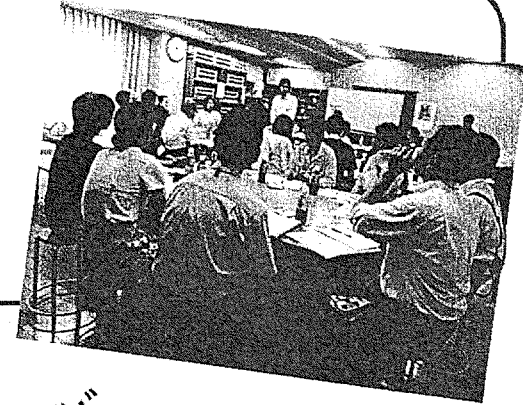
## 地域ケア連絡会議とは・・・

高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるような地域を目指し、地域の課題を把握したり、顔の見える関係・ネットワークを構築するため地域ごとに開催

### 多摩区地域ケア運営委員会

認知症多摩区機関連携ネットワークについて

多摩区高齢者災害時安否確認ネットワークについて



- 高齢者支援係主催
- 社協、ケアマネ代表、包括、行政、その他オブザーバー
- 平成25年度 計4回開催

### 地域包括ケア連絡会議

個別事例検討、ネットワーク構築、地域課題発見、社会資源開発など

- 地域包括支援センター主催
- 社協、ケアマネ、介護事業所、民生委員、町会自治会、老人クラブ、ボランティア、当事者家族、成年後見人、行政、ほか
- 平成25年度 のべ31回開催

平成26年度区 地域包括ケア連絡会議スケジュール及び実施状況一覧

区名	包括名 会議名	4月	5月	6月	7月	8月
多摩区 地域ケア 運営委員会	日		23			7
	時		午前			午前
	テーマ		第1回 多摩区地域包括ケア連絡会議 実施状況報告及び課題検討 包括ケア会議 ～個別事例検討から見えてきたもの～			第2回 多摩区地域包括ケア連絡会議 実施状況報告及び課題検討について 今年度の取り組みについて
	場所		多摩区役所			多摩区役所
	日					
	時					
	テーマ					
	場所					
	日					3
	時					午後
	テーマ					折形地区対象 (花ハウスと合同開催) 地域での取り組み活動紹介 意見交換 「緊急時適切に 支援を行うために」
	場所					福祉バルたま
多摩	日			3		
	時			午後		
	テーマ			担当地域全域対象 会議からあがった課題を 地域課題へとつなげる 地域資源とその機能を知り、 地域の強みを共有し周知方法を検討する		
	場所			特養 太陽の園		
	日					
	時					
	テーマ					
	場所					
	日				30	
	時				午後	
	テーマ				登戸地区 登戸地区民営施設と包括の把握している情 報共有について 高齢者の見守り体制 について考える	
	場所					
日	21			1	3	19
時	午前			午後	午後	午前
テーマ	高齢者集合住宅対象 高齢者福祉に関する諸問題を市・区の実 情を基に包括の役割の周知 課題抽出及び問題点の共有			個別事例検討 認知症の高齢者を 地域で支えるには	折形地区対象 (長沢壮寿の里と合同開催) 地域での取り組み活動紹介 意見交換 「緊急時適切に 支援を行うために」	月見台自治会 高齢になっても住み慣れた地域で最後まで 安心して過ごせる地域づくり
場所	高齢者住宅			特養 よみうりランド花ハウス	福祉バルたま	寺尾台コミュニティー
日						
時						
テーマ			市営住宅対象 住宅内の訪問活動メンバーを対象に活動 状況の確認と市営住宅の高齢者状況の 確認 他地域の訪問活動DVD鑑賞により訪問 活動の参考にす			
場所			市営住宅集会所			

平成25年度区地域包括ケア連絡会議スケジュール

区名	包括名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
多摩	多摩川の里	日				20	11	16	13	18	22	12		
		時				午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後		
		テーマ				地域包括ケアシステムについて 中野島ふれあいの場 (仮称)づくりについて	布田中野島地区 事例検討会	生田1～3丁目地区 事例検討会	布田中野島地区 事例検討会	生田1～3丁目地区 事例検討会	布田中野島地区 事例検討会	布田中野島地区 生田1～3丁目地区 事例検討報告会		
		場所				多摩川の里身体障害者福祉会館	特養多摩川の里会議室	生田団地集会所	多摩川の里身体障害者福祉会館	生田団地集会所	特養多摩川の里会議室			
	長沢辻寿の里	日			20	5	29	13	2		11		5	5
		時			午前	午前	午前	午後	午前		午前		午後	午前
		テーマ			東三田2丁目地区 〇〇様の支援についての話し合い	楸形地区 地域のネットワーク作り (花ハウスと合同開催)	東生田地区 地域包括ケア体制について 地域の困りごとについて	東三田1丁目 個別事例検討	東生田1、2丁目 個別事例検討①		東生田1、2丁目 個別事例検討②		圏域全体対象	長沢地区
		場所			民生委員宅	福祉バル	飯室会館	多摩区役所	多摩区役所		多摩区役所		高齢社会福祉総合センター	高齢社会福祉総合センター
		日			29									
		時			午前									
	テーマ			三田・東三田地区 多摩区の市域ケア体制について 支援を必要とする高齢者に対する 地域のかかわりについて 個人情報保護のひとりあるきを 解消するために										
	場所			生田中学特別創作活動センター										
	太陽の園	日			4		9	3		1			4	
		時			午後		午後	午後		午後			午後	
		テーマ			地域包括支援Cの周知 方法について 地域の見守り体制の構築 について 各機関の情報交換		事例検討 3ケースについて	地域包括支援Cの周知 方法について 地域の見守り体制の構築 について 各機関の情報交換 個別事例検討		事例検討 3ケースについて			身近な高齢者の見守り サインについて 個別事例検討	
場所			特養太陽の園		生田出張所	特養太陽の園		生田出張所			特養太陽の園			
しゅくがわら	日									20				
	時									午後				
	テーマ									地域の課題抽出と改善 に向けた取り組み				
場所										しゅくがわら東生田1丁目ワンダフル館				
登戸	日				12	30		23						
	時				午後	午後		午後						
	テーマ				登戸地区 登戸地区民児協と包括の 把握している情報共有について 高齢者の見守り体制について 考える	登戸地区 (作業部会)		登戸地区 登戸地区民児協と包括の把握 している情報共有について 高齢者の見守り体制について 考える				登戸地区 登戸地区民児協と包括の把握 している情報共有について 高齢者の見守り体制について 考える		
場所				福祉バル	福祉バル		多摩区役所							
よみうりランド 花ハウス	日				5	25		6						
	時				午前	午後		午後						
	テーマ				楸形地区 地域のネットワーク作り (長沢辻寿の里と合同開催)	寺尾台団地 見守り体制の構築		寺尾台団地 見守り体制の構築						
場所				福祉バル	団地集会所		団地集会所							
菅の里	日			17							20			
	時			午前							午後			
	テーマ			菅芝間住宅対象 「見守りについて」 情報交換 自分自身で不安に感じること 芝間住宅でできることはなにか							北浦住宅 個別事例検討 認知症への理解			
場所			芝間住宅集会所							北浦住宅集会所				